

「やります！尼崎たばこ対策宣言」

尼崎市長 稲村 和美



たばこは、

※1 喫煙により数多くの健康被害が

指摘されているとともに、

喫煙者以外の者に対しても※2 受動喫煙により

健康被害を与えます。

また、※3 路上喫煙や歩きたばこが他人への火傷や

吸い殻のポイ捨てなどと言った社会問題を引き起こします。



※1 喫煙による数多くの健康被害

肺がんをはじめとする各種のがん、慢性閉塞性肺疾患、虚血性心疾患、脳血管疾患及び歯周疾患など疾患発症の危険因子である。（厚生労働省ホームページから抜粋）

※2 受動喫煙

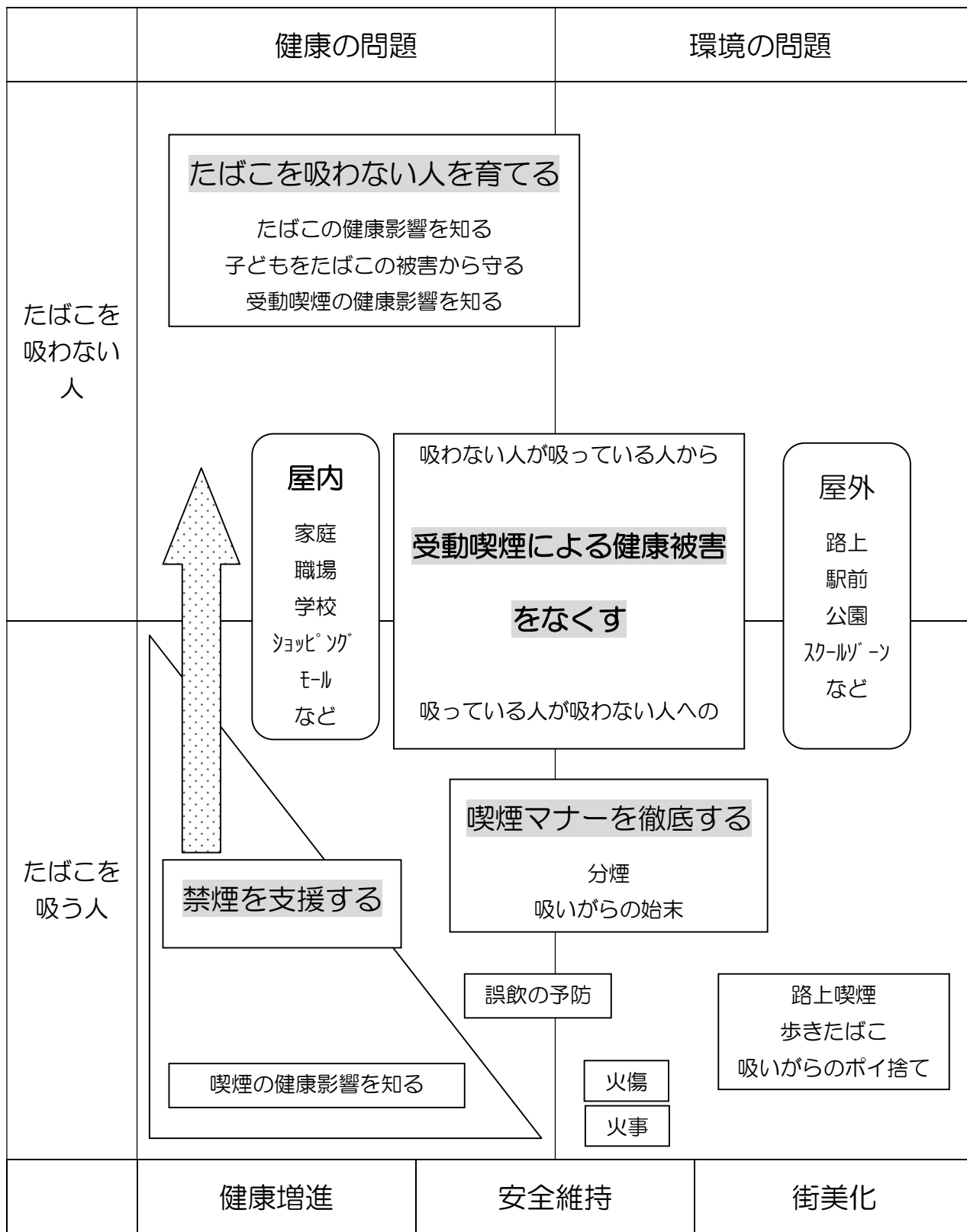
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条で、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への影響は、流涙、鼻閉、頭痛等の症状、呼吸抑制、心拍増加に関する知見が示され、慢性影響として肺がん、循環器疾患のリスクの上昇を示す疫学調査がある。また、受動喫煙による非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生は上昇するという研究報告がある。（平成 22 年 2 月 25 日健発 0225 第 2 号）

※3 路上喫煙

歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含めた、道路、公園等での喫煙を示す。

尼崎市 たばこ対策関連図



尼崎市における喫煙マナーや路上喫煙に関する聞き取り調査

日時：平成27年10月11日（日） 午前10時から午後4時まで

場所：第44回 尼崎市 市民まつり会場

結果

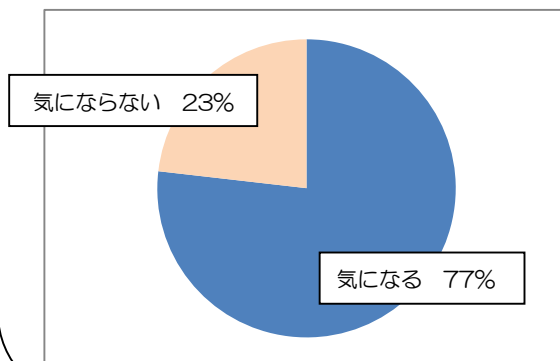
調査協力者 計96人（男性39人 女性57人）
うち、市内に在住する人80人

Q. あなたはたばこを吸いますか？

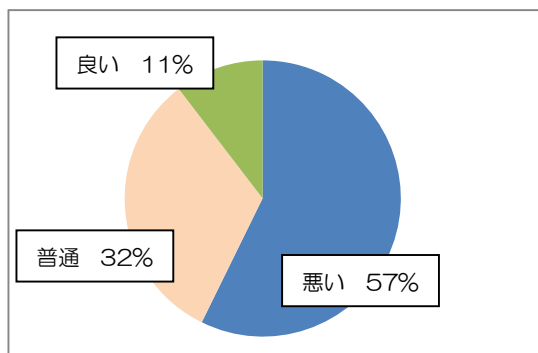
吸う	25人
吸わない	63人
禁煙中	7人
無回答	1人

（設問ごとに有効回答のみ割合を算出しています。）

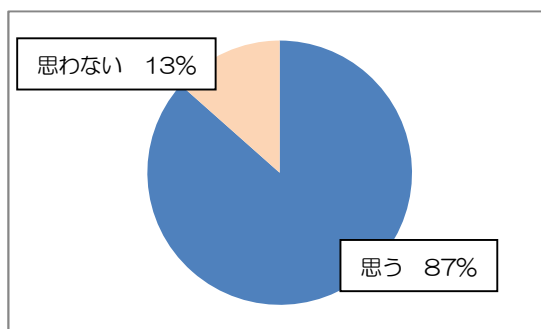
Q. 路上喫煙のことは気になりますか？



Q. 路上喫煙に関するマナーについてどう思いますか？



Q. 屋外で吸える場所・吸えない場所のルールは必要だと思いますか？



尼崎市のたばこ対策 取組みの4つの柱

尼崎市は、以下の4つのことを柱として、たばこ対策に取り組んでいきます。

(1) **たばこを吸わない人を育てます。**

学校での授業等を通じて、たばこの健康影響を学習することで将来もたばこを吸わない人を育てます。

また、身近な大人の喫煙が未成年者の喫煙のきっかけとなることを理解し子どもたちにたばこの害を教えていきます。

(2) **禁煙を支援します。**

喫煙者の約3割が「喫煙を止めたい」(※4「地域いきいき健康プランあまがさき」より)という気持ちを持つことから、禁煙の意向がある人に向けた継続的なサポートを実施していきます。

(3) **受動喫煙による健康被害をなくします。**

吸わない人は吸う人から、吸う人は吸わない人へ受動喫煙による健康被害を受けない・与えない取組みを行います。

また、※5「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の周知を図り、受動喫煙防止の環境整備を推進していきます。

(4) **喫煙マナーを徹底します。**

※6吸い殻のポイ捨てなどを防止するための啓発を行い、まちの美化に努めます。また、※7他人への火傷などの安全に関する啓発も実施します。

特に歩きたばこは、吸い殻のポイ捨てや危険以外にもたばこの煙による他人への迷惑も懸念されることから、歩きたばこの抑制を呼び掛けるとともに、たばこは指定された場所で吸うことを徹底していきます。

※4「地域いきいき健康プランあまがさき」

国の「健康日本21」及び「健やか親子21」の理念を踏まえ、本市の地域保健対策の基本的な考えを示します。

※5「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」

兵庫県が県民の健康で快適な生活の維持を図るため、平成24年3月に制定した条例。

※6吸い殻のポイ捨てなどを防止するための啓発

尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成8年2月28日条例第4号)に基づきます。

※7他人への火傷などの安全に関する啓発

尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例(平成13年10月3日条例第38号)に基づきます。

毎月



スタート
禁煙 始めるデー!

市民も！ 尼崎市職員も、いっしょに!!

100周年記念
ますあそび
100周年



辞めたい人も辞められない人も、まずは相談ください!

『スワンスワン相談』も毎月22日。

無料!!

検査結果をもとに禁煙の方法についての健康相談を行います。

内容

- ① 呼吸機能検査（スパイロメーター）
- ② ニコチン依存度チェック
- ③ 禁煙相談

場所

市役所本庁で
市報や健診案内パンフレット
または、電話で確認下さい

申込

- ① 健診会場で申し出る
- ② 電話で予約 TEL.06-6489-6797
(尼崎市健康支援推進担当)

健診すすめ通信 検索

やめたって考えてる人は
喫煙者の中で3割以上いるらしいぞ

〈喫煙者等へのお願い〉

たばこを吸う人も吸わない人も

安全・安心・快適に生活できるまちを目指して、

次のことを守るようお願いします。

- 1 歩きたばこ（自転車や単車の運転中も含みます）を止めましょう。
- 2 公的な空間においては、たばこは指定された場所で吸いましょう。
- 3 たばこを吸う場合は、他人にたばこの煙を吸わせないように配慮しましょう。
- 4 未成年者や妊婦をたばこの煙から守りましょう。
- 5 禁煙に努めましょう。
- 6 吸い殻などのポイ捨てを行わずまちの美化に努めましょう。
- 7 事業者は従業員に上記の周知を行い、可能な環境整備に努めましょう。



尼崎市の歩きたばこ抑制啓発の
キャラクターです。
ただいま名称募集中です。
詳しくは、尼崎市保健所 健康増進課へ

尼崎たばこ対策宣言

市民が健康で安全かつ安心に生活が営むことができ

快適な環境の実現を目指すため、

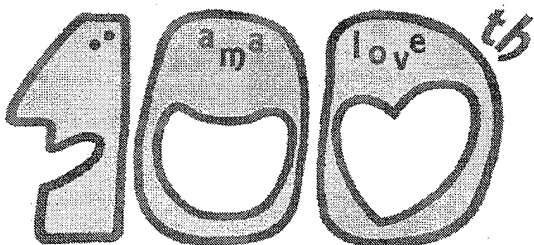
次のとおり宣言し、たばこ対策に取り組めます。

- 1 たばこの危害を受けない快適な環境をつくります。
- 2 健康のため禁煙に取り組む意志のある市民を全力で支援します。
- 3 公的な空間において、喫煙ルールが守られる環境づくりに努めます。
- 4 皆さんとともに、たばこ対策を進め、まちの魅力発信に寄与します。

平成 28 年 5 月 28 日

尼崎市長 稲村 和美

知れば知るほど“あまがすき”



Happy100th anniversary Amagasaki

尼崎市は、平成 28 年市制 100 周年を迎えます。

次の100年に向けて